

建築基準法第76条第1項の規定に基づき廃止申請されました次の建築協定について、同項の規定により当該建築協定の廃止を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

平成28年8月30日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂くすのき北地区建築協定

2 申請者の氏名

金 武祚

3 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町四丁目29番地の12から29番地の22まで

4 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠及び建築設備

5 建築協定発効年月日

平成18年3月10日

(都市計画局建築指導部建築指導課)